

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と基本理念

(1) 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害者福祉施策においては、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成 23 年から平成 25 年にかけて、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の改正等が行われ、平成 26 年 1 月、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の同条約を批准することとなりました。その後も、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正および「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備等が進められてきました。

平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられています。

さらに令和 3 年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、活躍の機会を増やすことが目指されています。

また、全国の市町村版「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」については、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して定めるものとされています。

竜王町（以下「本町」という。）では、令和 3 年 3 月に「第 6 期竜王町障がい福祉計画および第 2 期竜王町障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定し、障害福祉施策に関するあり方を定め、総合的に推進してきました。

このたび、本計画が令和 5 年度に計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本町の障害者福祉施策の実施状況、本町の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第 7 期竜王町障がい福祉計画および第 3 期竜王町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■近年の障害者施策にかかわる主な関連法令、計画策定の動向

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設等への物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が追加
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援の推進
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に追加
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

(2) 計画の基本理念

本計画は、本町における障害福祉施策全般の方向性を定める「第2期竜王町障がい者計画」との整合を図る観点から、当該計画と同様の基本理念を掲げ、障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めていきます。



ともに支え合い、安心して暮らせる、
自立と共生のまち 竜王



- 本町は、「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念のもと、すべての住民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、暮らすことのできる「ともに支え合う共生のまち」を目指します。
- 本町は、地域の支え合いと公的な支援を効果的に組み合わせ、いつでもどこでも適切な支援を受けられる環境において、障がいのある人が自らの意思や決定に基づき、ケアを必要としながらも自立した生活が実現できる「安心して暮らせるまち」を目指します。
- 本町は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある人の活動や社会参加を制限する社会的な障壁をなくし、障がいのある人が自らの能力を発揮し、自己実現のできるまちを目指します。